

改正

平成二三年 三月三十一日規則第一六号

平成二四年 三月 六日規則第二号

平成二九年 三月三十一日規則第二二号

平成三一年 三月二二日規則第一五号

令和 二年 三月二七日規則第一九号

令和 六年 三月二九日規則第三〇号

令和 八年 三月二六日規則第二六号

群馬県医学生修学資金貸与条例施行規則をここに公布する。

群馬県医学生修学資金貸与条例施行規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、群馬県医学生修学資金貸与条例（平成二十二年群馬県条例第十三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

**第二条** この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(貸与対象者)

**第三条** 条例第二条に規定する生計を一にする者として規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 修学資金の貸与を受けようとする者と同一世帯の父母
  - 二 修学資金の貸与を受けようとする者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第三十三号に規定する同一生計配偶者
  - 三 前二号に掲げる者のほか、これらに類する者と知事が認める者
- 2 条例第二条に規定する所得額は、過去一年間における所得税法第二編第二章第一節から第三節までの例に準じて算出した所得金額から知事が定める金額を控除した額とする。
- 3 条例第二条に規定する規則に定める額は、千五百万円とする。
- 4 条例第二条に規定する規則で定める県外出身者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- 一 県外に所在する高等学校又は中等教育学校を卒業した者
  - 二 県外に所在する通常の課程による十二年の学校教育又は専修学校の高等課程を修了した者
  - 三 申請時に在学する国立大学法人群馬大学が設置する群馬大学に係る大学入学試験の出願時の

住所が県外にあった者

5 条例第二条に規定する規則で定める県内の病院は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院で、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は医療法第三十一条に規定する都道府県、市町村その他厚生労働大臣の定める者が開設するもの

二 医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成十四年厚生労働省令第百五十八号）第三条第一号に規定する基幹型臨床研修病院及び同条第二号に規定する協力型臨床研修病院

三 前二号に掲げるもののほか、これらに類するものとして知事が認めるもの  
(貸与の申請)

**第四条** 修学資金の貸与を受けようとする者（以下この条及び第六条において「申請者」という。）

は、修学資金貸与申請書（別記様式第一号）に次に掲げる書類（前年度から引き続いて修学資金の貸与を受けようとする者にあつては、第二号、第三号及び第五号に掲げる書類）を添えて、知事に提出しなければならない。

一 申請者の身分を証する書類

二 保証人となる者の身分を証する書類

三 申請者の修学状況を証する書類

四 条例第二条に規定する生計を一にする者の所得状況を証する書類

五 その他知事が必要と認める書類

(保証人)

**第五条** 保証人は、独立の生計を営む者でなければならない。

2 修学生は、保証人が死亡したとき、又は破産手続開始の決定その他保証人として適当でない事由が生じたときは、新たに保証人を選任し、速やかに連帯保証人変更願（別記様式第三号）を知事に提出してその承認を受けなければならない。

(貸与の決定)

**第六条** 修学資金の貸与を受ける者の選考に当たっては、第四条の規定により提出された書類の審査のほか、必要に応じて面接等による審査を行うものとする。

2 知事は、前項の審査により修学資金の貸与の適否を決定したときは、修学資金貸与決定通知書（別記様式第四号）又は修学資金貸与不承認通知書（別記様式第五号）により申請者にその結果を通知

するものとする。

(貸与契約)

**第七条** 条例第三条第二項に規定する契約は、修学資金貸与契約書(別記様式第六号)によるものとする。

(貸与の方法)

**第八条** 修学資金は、前条の契約に基づき、年一回、口座振替の方法により貸与するものとする。ただし、特別の理由があると知事が認めるときは、この限りでない。

(削除)

**第九条** 削除

(修学資金の貸与の辞退)

**第十条** 修学生は、修学資金の貸与を辞退しようとするときは、修学資金貸与辞退願(別記様式第八号)を知事に提出しなければならない。

(契約解除の通知)

**第十一条** 知事は、条例第六条の規定により契約を解除したときは、修学資金貸与契約解除通知書(別記様式第九号)により修学生及び保証人に通知するものとする。

(医師少数区域の特例)

**第十一条の二** 条例第七条第一項及び第二項に規定する規則で定める区域は、桐生市、伊勢崎市、館林市及び渋川市の全域とする。

2 条例第七条第一項第二号に規定する規則で定める額は、修学資金の額に三分の二を乗じて得た額とする。

3 条例第七条第二項第一号に規定する規則で定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額とする。

一 条例第七条第一項第一号に定める修学資金の免除額に三分の一を乗じて得た額に、業務従事期間(業務従事期間が修学資金の貸与を受けた期間(条例第五条の規定により修学資金の貸与が行われなかった期間を除く。以下この号において同じ。))を超える場合は、修学資金の貸与を受けた期間)を修学資金の貸与を受けた期間で除して得た割合を乗じて得た額

二 条例第七条第一項第一号に定める修学資金の免除額に三分の一を乗じて得た額に、業務従事期間を従事必要期間で除して得た割合を乗じて得た額

(特別の事情により業務に従事することができなかった期間)

**第十二条** 条例第七条第三項に規定する規則で定める特別の事情により業務に従事することができ

なかった期間は、次に掲げる期間とする。

- 一 疾病又は災害により業務に従事することができなかった期間
  - 二 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業、同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置による休業、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項の規定による育児休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定による育児休業をした期間
  - 三 学校教育法に基づく大学の大学院（医学を履修する課程に限る。）に在学した期間（在学中に特定病院において医師としての業務に従事した期間を除く。）
  - 四 外国の大学又は大学院、医療機関、研究機関等において医学に関する研修等に従事した期間
  - 五 特定病院で実施する専門研修（臨床研修修了後の医師の専門的な知識及び技術の修得に係る研修をいう。）のプログラムの一環として、特定病院以外の医療機関に勤務した期間
  - 六 県の医療水準向上に資すると認められる専門知識を修得するため特定病院以外の医療機関等に勤務した期間
  - 七 前各号に掲げるもののほか、知事がやむを得ないと認める期間
- 2 前項第三号から第六号までに規定する期間（同項第三号に規定する期間にあつては、大学院に在学した期間）が、同項第三号及び第四号においては五年、同項第五号及び第六号においては三年を超える場合は、条例第九条第二項第四号に該当するものとみなす。
- 3 修学生は、業務従事期間が従事必要期間に達するまでの間に、第一項各号に掲げる期間を有することとなった場合には、業務従事中断期間報告書（別記様式第十号）により当該期間を知事に報告しなければならない。

（返還債務の免除又は猶予の申請手続及び決定）

**第十三条** 条例第七条、第八条又は第十一条の規定による修学資金の返還債務の免除又は猶予を受けようとする者（次項において「免除等申請者」という。）は、それぞれ修学資金返還債務免除申請書（別記様式第十一号）又は修学資金返還債務猶予申請書（別記様式第十二号）に免除又は猶予を受けようとする事実を証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により提出された書類を審査し、修学資金の返還債務の免除又は猶予を決定したときは、修学資金返還債務免除決定通知書（別記様式第十三号）又は修学資金返還債務猶予決定通知書（別記様式第十四号）により免除等申請者に通知するものとする。

（返還の方法）

**第十四条** 条例第九条の規定による修学資金の返還は、知事の発行する納付書により一括して行うものとする。

(届出)

**第十五条** 修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める様式にその事実を証する書類を添えて、十日以内に知事に届け出なければならない。

一 氏名、本籍若しくは住所を変更したとき又は保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき 氏名等変更届 (別記様式第十五号)

二 大学を卒業し、又は退学したとき 卒業 (退学) 届 (別記様式第十六号)

三 大学を休学し、又は停学の処分を受けたとき 休学 (停学) 届 (別記様式第十七号)

四 大学に復学したとき 復学届 (別記様式第十八号)

2 修学生は、大学を卒業した日の翌日から修学資金の返還の債務の全部を免除され、又は返還の債務の履行を終える日までの間、毎年四月一日現在の勤務等の状況を現況届 (別記様式第十九号) にその事実を証する書類を添えて同月十五日までに知事に届け出なければならない。

3 保証人は、修学生が死亡したときは、速やかに死亡届 (別記様式第二十号) を知事に提出しなければならない。

(期間の計算方法)

**第十六条** 条例第七条第一項第一号に規定する業務従事期間の計算は、月数によるものとし、当該業務従事期間に係る業務に従事した日の属する月から従事しなくなった日の属する月までを算入する。

2 前項の規定により計算した期間に、休職又は停職の期間があるときは、当該休職又は停職の期間の開始した日の属する月から、当該休職又は停職の期間の終了する日の属する月までの月数を同項の規定により計算した期間から控除するものとする。

(添付書類の写しの提出)

**第十七条** この規則の規定により申請書、届出書等に添付しなければならない書類は、その原本に代えて、当該書類の写し (電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)) を含む。) を提出することができる。ただし、知事が原本の提出を必要と認めるときは、この限りでない。

(その他)

**第十八条** この規則で定めるもののほか、修学資金の貸与に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

## 附 則（平成二十三年三月三十一日規則第十六号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は、平成二十三年四月一日から施行する。

## 附 則（平成二十四年三月六日規則第二号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

## 附 則（平成二十九年三月三十一日規則第二十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

## 附 則（平成三十一年三月二十二日規則第十五号）

- 1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の別記様式第一号による書類は、改正後の同様式により提出されたものとみなす。

## 附 則（令和二年三月二十七日規則第十九号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

## 附 則（令和六年三月二十九日規則第三十号）

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

## 附 則（令和八年三月二十六日規則第二六号）

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 改正後の別記様式第一号、別記様式第三号、別記様式第六号、別記様式第八号、別記様式第十号、別記様式第十一号及び別記様式第十二号の規定は、令和八年四月一日以後に修学資金の貸与を受けた者について適用し、同日前に修学資金の貸与を受けた者については、なお従前の例による。

別記様式第1号（第4条関係）

修学研修資金貸与申請書

決定番号	第	号
------	---	---

年 月 日

群馬県知事

宛て

申請者（本人）氏名

修学研修資金の貸与を受けたいので、群馬県医学生修学資金貸与条例第3条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、貸与を受けることとなった上は、同条例及び群馬県医学生修学資金貸与条例施行規則の規定を遵守し、業務従事期間が従事必要期間に達するまでの間、特定病院において、臨床研修又は医師としての業務に従事することを誓います。

また、群馬県が修学資金の貸与審査、管理及び返還免除要件の確認の目的の範囲内で、私の個人情報収集・利用（大学、勤務先、関係する官公署等への照会を含む。）することに同意します。

本人	ふりがな氏名		貸与申請額	月額 円		
	生年月日及び年齢	年 月 日 (満 歳)	貸与申請期間	年 月 から 年 月 まで		
	大学名 (所在地)		出身高校又は大学院			
	現住所及び電話番号	〒 ( ) -				
	メールアドレス					
	帰省先住所及び電話番号	〒 ( ) -				
家族の状況	氏名	続柄	年齢	勤務先	同居及び別居の別	備考
生計を一にする者	ふりがな氏名					
	生年月日	年 月 日生		年 月 日生		
	本人との続柄					
	住所	( 電話 )		( 電話 )		
	職業					
	勤務先	所在地				
		名称				
		職名				
所得額 (税込額)	年間	円	年間	円		
参考事項						

連帯保証人	ふりがな氏名		
	生年月日	年 月 日生	
	本人との続柄		
	住所	(電話 )	
	メールアドレス		
	職業		
	勤務先	所在地	
		名称	
		職名	
	所得額(税込額)	年間 円	
参考事項			
申請の理由及び将来の目標			
	※ 800字以内		
	他の奨学金の貸与を受けている場合、その名称を記載(予定している場合も記載)		
群馬県医学生修学資金貸与条例施行規則第11条の2第1項に規定する区域において臨床研修を希望する場合、次のいずれかに○をつけてください。	桐生市 ・ 伊勢崎市 ・ 館林市 ・ 渋川市		

注 連帯保証人の欄は、連帯保証人本人が署名し、記入すること。

添付書類(前年度から引き続いて修学資金の貸与を受けようとする者は、3及び5の書類)

- 1 申請者の身分を証する書類
- 2 保証人となる者の身分を証する書類
- 3 申請者の修学状況を証する書類
- 4 条例第二条に規定する生計を一にする者の所得状況を証する書類
- 5 その他知事が必要と認める書類

別記様式第2号 削除

別記様式第3号 (第5条関係)

連帯保証人変更願

年 月 日

群馬県知事 宛て

決定番号	第	号
------	---	---

申請者(本人)  
 住 所  
 氏 名 印  
 新連帯保証人  
 住 所  
 氏 名 印  
 旧連帯保証人  
 住 所  
 氏 名 印

次のとおり連帯保証人の変更を承認してください。承認の上は、新連帯保証人と連帯して修学資金の返還の債務を負担します。

新 連 帯 保 証 人	生 年 月 日	年 月 日生	
	本人との続柄		
	住 所	(電話番号 )	
	メールアドレス		
	職 業		
	勤 務 先	所 在 地	
		名 称	
		職 名	
所得額(税込額)	年間	円	
変 更 の 理 由			
変 更 年 月 日			

添付書類

保証人となる者の身分を証する書類

修学資金貸与決定通知書

年 月 日

様

群馬県知事

印

年 月 日付けで申請のあった修学資金については、次のとおり貸与することに決定しました。

決定番号	第 号
貸与金額	月 額 円
貸与期間	年 月から 年 月まで
備考	

別記様式第5号（第6条関係）

修学資金貸与不承認通知書

年 月 日

様

群馬県知事

印

年 月 日付けで申請のあった修学資金については、審査の結果、不承認となりました。

別記様式第6号（第7条関係）

修学資金貸与契約書

群馬県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、群馬県医学生修学資金貸与条例（平成22年群馬県条例第13号。以下「条例」という。）第3条第2項の規定に基づき、群馬県医学生修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与について、次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、乙に対し、次のとおり修学資金を貸与するものとする。

- (1) 月額 円
- (2) 期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- (3) 支払 月末日

第2条 甲は、条例第6条に掲げる場合のほか、乙が不正に修学資金の貸与を受けたときは、この契約を解除し、当該不正に貸与を受けた修学資金に相当する額を返還させるものとする。

- 2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、甲の指示するところにより、既に貸与を受けた修学資金を返還しなければならない。
- 3 乙は、貸与を受けた日の翌日からこの契約が解除された日までの日数に応じ、前項の規定により返還すべき修学資金に、この契約を解除された日の属する月の分までのものとして貸与された修学資金につき年10パーセントの割合で計算した利息を加算して支払わなければならない。
- 4 乙は、正当な理由がなく、修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年10.75パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

第3条 乙は、連帯保証人が死亡し、又は破産手続開始の決定を受けたときその他連帯保証人として適当でない理由が生じたときは、直ちにその旨を甲に届け出た上で、甲の承認を受けて新たな連帯保証人を立てなければならない。連帯保証人を変更しようとするときも同様とする。

第4条 前3条に定めるもののほか、乙は、条例及び群馬県医学生修学資金貸与条例施行規則（平成22年群馬県規則第30号。以下「規則」という。）の定めるところにより、その義務を誠実に履行するものとする。

第5条 この契約、条例及び規則に定めのない事項並びにこの契約に疑義を生じた事項は、甲の指示により解決するものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲、乙及び連帯保証人が記名押印の上、甲乙各1通を保有する。

年 月 日

甲	前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県知事 山本 一太	印
乙	住 所 氏 名	印
連帯保証人	住 所 氏 名	印

別記様式第7号 削除

別記様式第8号（第10条関係）

修学資金貸与辞退願

年 月 日

群馬県知事

宛て

決定番号	第	号
------	---	---

申請者（本人）

住所

氏名

連帯保証人

住所

氏名

次のとおり修学研修資金の貸与を辞退しますから承認してください。

貸与決定金額	円
借用済金額	円
貸与期間	年 月 から 年 月まで
辞退の時期	年 月から
辞退の理由	
備考	

修学資金貸与契約解除通知書

年 月 日

様

群馬県知事

印

次のとおり修学資金貸与契約を解除しました。

修 学 生	決 定 番 号	第 号
	住 所	
	氏 名	
解 除 決 定 年 月 日	年 月 日	
解 除 の 理 由	条例第6条第 号	
備 考		

別記様式第10号（第12条関係）

業務従事中断期間報告書

年 月 日

群馬県知事 宛て

決定番号	第 号
------	-----

申請者（本人）  
住 所  
氏 名  
連帯保証人  
住 所  
氏 名

次のとおり特別の事情により業務に従事することができなかった期間を報告します。

業 務 従 事 中 断 期 間	年 月から 年 月まで
理 由 (特別の事情) ※該当する番号 に○を付ける こと。	1 疾病（心身の故障） 2 災害 3 育児休業 4 大学院に在学 （ただし、年 月～ 年 月は、特定病院で診療に従事） 5 外国の大学等での研修等 6 専門研修プログラムによる特定病院以外での医療機関勤務 7 専門知識修得のための特定病院以外での医療機関勤務 8 その他（ ）

添付書類

- 1 疾病（心身の故障）の場合は、医師の診断書
- 2 災害の場合は、関係機関が発行する証明書
- 3 育児休業の場合は、関係機関が発行する証明書
- 4 大学院に在学した場合は、大学院が発行する在学を証明する書類  
 ※ 特定病院で診療に従事した場合は、大学院が発行する診療への従事を証明する書類を併せて添付すること。
- 5 外国の大学等での研修等の場合は、在職（在籍）を証明する書類
- 6 専門研修プログラムによる特定病院以外での医療機関勤務の場合は、大学又は医療機関が発行する専門研修プログラムの課程であることを証明する書類
- 7 専門知識修得のための特定病院以外での医療機関勤務の場合は、次の書類
  - (1) 県の医療水準の向上に資すると考える理由を記載した書類
  - (2) 直前に在職していた機関の長による推薦書
- 8 その他必要な書類

修学資金返還債務免除申請書

年 月 日

群馬県知事 宛て

決定番号	第 号
------	-----

申請者（本人）

住 所  
氏 名

連帯保証人

住 所  
氏 名

次のとおり修学資金の返還債務を免除してください。

免除申請額	円
貸与総額	円
貸与期間	年 月から 年 月まで
勤務期間	年 月から 年 月まで
免除申請の理由 ※該当する番号 に○を付ける こと。	1 特定病院において臨床研修又は医師としての業務に従事したため 2 死亡又は心身の故障のため 3 災害のため 4 その他 ( )

添付書類

- 1 特定病院において臨床研修又は医師としての業務に従事した場合は、勤務証明書(提出は未届出分のみ)
- 2 死亡又は心身の故障の場合は、医師の診断書
- 3 災害等の場合は、関係機関の証明書
- 4 その他必要な書類

別記様式第12号（第13条関係）

修学資金返還債務猶予申請書

年 月 日

群馬県知事 宛て

決定番号	第	号
------	---	---

申請者（本人）

住 所  
氏 名

連帯保証人

住 所  
氏 名

次のとおり修学資金の返還債務を猶予してください。

猶予申請額	円
猶予の期間	年 月から 年 月まで
返還すべき時期	年 月 日
猶予申請の理由 ※該当する番号 に○を付ける こと。	1 疾病（心身の故障） 2 災害 3 その他 （ ）

添付書類

- 1 疾病（心身の故障）の場合は、医師の診断書
- 2 災害の場合は、関係機関が発行する証明書
- 3 その他必要な書類

修学資金返還債務免除決定通知書

年 月 日

様

群馬県知事

印

年 月 日付けで申請のあった修学資金の返還債務について、次のとおり免除します。

免 除 額	円
免 除 の 理 由	
非 免 除 額	円
備 考	

修学資金返還債務猶予決定通知書

年 月 日

様

群馬県知事

印

年 月 日付けで申請のあった修学資金の返還債務について、次のとおり猶予します。

返 還 猶 予 額	円
猶 予 の 理 由	
猶 予 期 間	年 月から 年 月まで
備 考	

別記様式第15号（第15条関係）

氏名等変更届

群馬県知事

宛て

決定番号	第	号
------	---	---

住 所

氏 名

次のとおり<sup>修 学 生</sup><sub>連帯保証人</sub>について変更がありました。

新	氏 名	
	本 籍	
	住 所	(電話番号 )
	連 絡 先	(電話番号 )
	メールアドレス	
	職 業	
旧	氏 名	
	本 籍	
	住 所	(電話番号 )
	連 絡 先	(電話番号 )
	メールアドレス	
	職 業	
変 更 の 理 由		
変 更 年 月 日		年 月 日

添付書類

氏名、本籍又は住所を変更する場合、その事実を証する書類

別記様式第16号（第15条関係）

卒業（退学）届

年 月 日

群馬県知事 宛て

決定番号	第	号
------	---	---

住 所

氏 名

次のとおり大学を卒業（退学）しました。

大学を卒業（退学）した年月日	年 月 日
理 由	※退学の場合に記入

添付書類

- 1 卒業の場合 大学が発行する卒業の事実が分かる書類
- 2 退学の場合 大学が発行する退学の事実が分かる書類

注 添付書類が添付できない場合、以下、大学証明欄に大学の証明を受けること。

【大学証明欄】

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

学長

印

別記様式第17号（第15条関係）

休学（停学）届

年 月 日

群馬県知事 宛て

決定番号	第	号
------	---	---

住 所  
氏 名

次のとおり大学を休学（停学）しました。

大学を休学（停学）した 年 月 日	年 月 日
休学（停学）予定期間	年 月から 年 月まで
理 由	

添付書類

- 1 休学の場合 大学が発行する休学許可書
- 2 停学の場合 大学が発行する停学の事実がわかる書類

注 添付書類が添付できない場合、以下、大学証明欄に大学の証明を受けること。

【大学証明欄】

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

学長

印

別記様式第18号（第15条関係）

復学届

年 月 日

群馬県知事 宛て

決定番号	第	号
------	---	---

住 所

氏 名

次のとおり大学に復学しました。

大学に復学した年月日	年 月 日
理 由	

添付書類

大学が発行する復学の実事分かる書類

注 添付書類が添付できない場合、以下、大学証明欄に大学の証明を受けること。

【大学証明欄】

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

学長

印

別記様式第19号（第15条関係）

現況届

年 月 日

群馬県知事 宛て

決定番号	第 号
------	-----

住 所  
氏 名

次のとおり 年4月1日現在の勤務等の状況について、届け出ます。

勤務先等	名 称	
	所 在 地	(電話番号 - - )
勤務形態等		1 大学（卒業予定年月： 年 月 ） 2 臨床研修（研修期間： 年 月～ 年 月） 3 専門研修（研修期間： 年 月～ 年 月） ※該当する番号に○を付け、（ ）内に記入すること。 4 医療機関勤務（診療科名： ） 5 大学院（修了予定年月： 年 月 ） 6 その他（ ）
備 考		

添付書類

1 勤務証明書

注 4月1日現在から過去1年間の勤務を証明できるもの。ただし、過去1年間異動がない場合はこれによらず、以下、勤務先証明欄への記載で可とする。

【勤務先証明欄】

上記の者は 年 月 日から 年 月 日まで勤務していることに相違ありません。

年 月 日

勤務先の長 印

別記様式第20号（第15条関係）

死 亡 届

年 月 日

群馬県知事 宛て

連帯保証人

住 所

氏 名

修学生であった次の者が死亡しました。

氏 名		決定番号	第 号
死 亡 年 月 日	年 月 日		
死 亡 原 因			
就業先等	名 称		
	所 在 地		
備 考			

添付書類

死亡診断書又は戸籍抄本